

神 教 組 事務職員部ニュース

学習会報告



神教組事務職員部は、11月17日、神奈川県教育会館にて全県から119人の参加のもと、学習会を開催しました。

中央情勢報告では、薄田 綾子さん（日教組事務職員部部长）を講師に迎え、学習を深めました。また、降矢信一さん（2016年度専門委員会委員長）より専門委員会報告を受けました。また、今回は例年の内容に加えて横浜市、川崎市、相模原市のそれぞれの状況についても詳しい報告をいただき、様々な内容について学習をすることができました。



部長あいさつ

例年、この時期に学習会を開催して、賃金確定の報告をしていましたが、今年は、衆議院議員選挙の影響もあり交渉が中断していました。

11/17 本日、国の公務員給与改正法案が閣議決定されたことにより交渉が再開し、年内決着に向けて交渉が進むのではないかと思います。条例改正は2月の県議会となり、遡って引上げ改定となった場合、昨年度と同じく差額の支給は3月末頃になる見込みです。しかし、県では来年度約800億円の歳入不足が見込まれるなど厳しい交渉が予想されます。県労連に結集して賃金・勤務条件の改善にとりくんでいきます。

新人事給与システムについては、未だシステム不具合による給与誤支給が続いています。

学校現場で働く教員からも地区教組を通じて、給与支払額の相違について相談が寄せられることがあります。教員が安心して働けない環境では、決して良い教育活動ができるわけがありません。

現在の情報では、通勤手当、住居手当について

は、ある程度エラーは収まってきていますが、扶養手当については、まだしばらく時間かかるということです。年度末までには、誤支給が収まる見込みであるということです。

今後も神教組として、さらに再発防止・原因究明を求めていきたいと思っております。

神教組本体の新たな組織については、12/13の臨時大会に於いて、2018年度からの新たな組織の設立に向けた具体的な準備、規約改正等が提案されます。事務職員部としても規約改正後、同様の手続きに入ることとなります。

今後、詳細が分かり次第各地区部長を通じて情報提供したいと思っております。



中央情勢報告

1. 事務職員関係法改正 (17.04.01 改正)

義務標準法が改正され、加配事由に「共同学校事務室」が明示されました。共同学校事務室については、文科省も人員削減が目的ではないとの発言をしています。総務省も、2020年4月施行の地方公務員法、地方自治法の一部改正の際に、もともと事務職員の仕事は非常勤職員、定数くずしが出来る仕事ではありませんということを行っています。しかし、11月6日に財政審から、地財で事務職員のお金を使っていないのに、どうして事務職員を増やす必要があるのかという話がありました。なぜ私たちが学校に残ってきたのかというと、義務教育法上の国庫負担の職員であり、標準法の中に入ってくるからです。法改正を含め、私たちが学校にいる意味を改めて考える必要があると思います。



2. 賃金

<17 人事院勧告>

人事院は8月9日に、4年連続の月例給・一時金を上げるという勧告をだしました。4年連続は52年ぶりです。私たち公務員の賃金は民間と比較して決まっていますが、実は国は所得税をあげていないため、今お金がありません。しかし、民間が春闘であげてくると公務員も民間と比較するので民間が上がると公務員も上がってくるということになります。各県においては、各県において精査しますので、各県の中で民間があがらないと、あがりません。ですので、引き上げをした県、見送りをした県が出てきているという実情があります。

<退職手当の見直し> 退職手当の見直しについては、調査を前の5年間でしておりまして、この前の4月に人事院では報告をだしております。今回3.08%民間に比べて公務員が高いので、下げたらどうですかとされているわけ

です。今日の午前中に閣議決定されましたが、閣議決定されただけでは給与



法にならないので、このあとの給与法のスケジュールに注目する必要があります。また、地方公務員については、総務省から、国が決まるまでは給与条例の改正をしないように、厳しい指導が行われており、地方自治体の条例改正が遅れる可能性があります。

今回人事院では金額があまり高くないので、前のときは大々的にやらないといっていますが、781千円も安くはありません。国は退職手当を1月から下げると思うので、12月でやめるという決断もできますが、学校現場にあっては3月まで子どもと一緒に働いている先生がいる中でそれはどうなのかっていう話です。今交渉しているところなので、この後については新聞等で報道されてくるのかなと思います。

<16年4月の地公法改正>

人事評価制度について、日教組としては、5原則（公平・公正性・客観性・透明性・納得性・合目的性）の確保、2要件（苦情処理制度・労使協議制）の構築をお願いしています。事務職員は同じ仕事を正確にして当たり前です。そのところが評価されない評価では学校現場に馴染まないという話をしています。真面目にやっている人がきちんと評価されるべきというのが日教組のスタンスです。

3. 定年延長

新聞では65歳まで延長という話がでていますが、実際は「公務員の定年引上げに関する

検討会」を設置し検討を始めたところです。再任用制度については、事務職員等少数職種の場合のハーフの働き方について検討をしています。延長した方がいいという意見や、延長した場合、給料は60%になるのか、その場合その給料で同じ仕事をするのはどうなのかという話も出ています。

4. 就学・修学保障

＜就学援助＞

就学援助に関しては、義務制の事務職員は特に身近に感じているところであり、子どもたちの豊かな学びのところに一番関われる部分かもしれません。就学援助の用紙を小1と中1のときにしか配布していないところでは、途中での経済状況の変化に対応できず、援助が行き届いていないこととなります。本来の趣旨からすると、国は生活保護費の引下げに合わせてお金をだすべきですが、自治体の財政によってパーセンテージをかけているのが実情です。自治体、また同じ県内の中でも保障が違うという現状に対し、日教組本体として今後も改善を求めています。

＜高等学校等就学支援金制度について＞

3年経過し、検討会を立ち上げて有識者会議を行っているところです。現在高校部会にどのような課題があるかアンケートをとっており、授業料無償会へ戻すことを基本として、改善にむけとりくんでいます。



5. 教育関係法

＜教育機会確保法＞

教育機会確保法（16年2月）には、義務教育を受けられなかった人向けに、自治体が夜間中学などで就学できるような措置をすること等が盛り込まれています。他にも、苦しいときに他の学校で学べるという内容も含まれていますが、日教組としては、あくまでも元いた場所から排除・隔離するものではないというスタンスです。

＜地方公務員法、地方自治法の一部改正＞

地方公務員法、地方自治法の一部が改正され、20年4月から施行されます。この改正により、今学校にいる非常勤職員の方たちの給料・勤務条件が変わります。

6. 教育施策について

＜新学習指導要領改訂＞

2017年3月31日に改定され、来年度から移行期間なので、前倒しでできるところがあります。教材整備をしていく事務職員にとっては、教育課程を見ていく必要があります。

＜全国学習状況調査＞

この学習状況調査が子どもたちの学力を身につけさせるものなのかという課題があります。日教組としては、この調査には反対し、調査のあり方の抜本的な見直しを求めているところです。

＜「主権者」教育について＞

18歳から選挙できる人の意味で主権者とつかわれていますが、日教組としては小学生でも自分たちが仲間と過ごしていく上でどうやったらいいかということが主権者と考えていますので、そういう意味で主権者という言葉を使っています。しかし、高校現場では同じ教室に選挙できる生徒とできない生徒がいることが課題で、どこまで政治の話をしていいのかという問題がでてきます。しかし、私たちが考えていけないといけないのは、教育施策も政治で動くということです。

7. その他

＜長時間労働是正＞

17年6月に日教組第106回定期大会が行われ、その中で「・・・教員以外の教職員については、36協定にとりくむ」という方針を出しています。36協定は労働基準法で、この協定を結ばなければ、使用者は労働者に時間外・休日勤務をさせてはならないとされています。各自治体には条例が定められていて、「公務のた

め臨時又は緊急の必要がある場合には、時間外勤務を命じることができる」という一文により、ほとんどの自治体では36協定を結ばず、時間外勤務をしているし、時間外手当を支払っています。今回総務省から36協定を結ぶことが前提という話があり、各自治体の使用者側から36協定を結ぶという話がされる可能性があります。本来は時間外勤務をさせてはいけなくて、日教組してもこのあたりを勉強中であり、1月末の春闘討論集会では方針を出すことになっています。教員は36協定を結ばなくても給特法があるため、時間外勤務手当は発生しませんが、36協定は事務職員1人で結ぶものではなく、職場の過半数労働者以上で結ぶものですので、分会等で結ぶ動きになっていくことになります。また、中教審で学校の働き方改革部会が行われています。8月に緊急提言があり、12月にはこの緊急提言とほぼ変わらない内容で中間のまとめが発表される予定です。事務職員に関わる部分として、「給食費をはじめとする学校徴収金について、事務職員等を活用しながら、教員の業務としないよう直ちに改善をはかること」「本年4月に学校教育法等が一部改正され、事務職員の職務規定が見直された趣旨を踏まえ、副校長・教頭、教員と事務職員の間で業務の連携や分担の在り方を見直す等、事務職員を活用することで事務機能の強化、業務改善の取組を推進するよう努めること」とあります。今回概算要求でも事務職員の加配を400人積んだのは、業務改善を推進するという動きでもあります。業務を行うのであれば実務をしている事務職員に決裁権をおろしてもらおうということも必要になりますし、職務職責が増えるため給料も上げるべきだと考えています。

<人権教育>

2年前から日教組で人権指針をつくっており、各専門部・各単組でも学習してもらっています。事務職員は学校にいて、地域や保護者と一番初めに接する可能性が高いです。そのときに差別意識がないかというのを常にもってほしい

です。

<土曜授業>

土曜日に勤務したときに、時間外がいいのか振替がいいのか個人によって違うと思いますが、事務職員が職場でつらくない働き方にしてほしいと思っています。

◎政令市への給与負担等 移譲に伴う現状

横浜市

給料は市1級から3級に格付け。市4級(事務長)へは選考の上格付けされる。地域手当は多いが、基本給が低く今後の課題。また庶務事務システムの使い勝手が悪く混乱している。



川崎市

新人事給与システムで、ICタグによる出勤管理(電子出勤簿)や休暇届、各種手当申請をパソコンにより電子申請・決裁・認定処理をしている。給与明細も電子配布。



相模原市

給料表は新たに学校事務職給料表(1級~5級制)が創設された。様式などは県域と似た部分が多いが、旅費の請求書のチェックは学校のみで、データの提出期日がタイトな日程になっているなど負担になっている部分もある。



お詫び

○事務職員部ニュースNO.5の2ページで川崎市は、36協定を「**個人**で結んだ」と記載しましたが、「**分会**で結んだ」の誤りでした。

○ニュースの発番号の訂正

NO.5→6、NO.6→7、NO.7→8となります。

お詫びして訂正いたします。

